

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県行政組織規則の一部を改正する規則 一
- 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則 二
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則 二
- 訓令 職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 二
- 職員職の格付に関する規程の一部を改正する訓令 二
- 福島県公文例規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県教育委員会 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 三

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則、福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則及び福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第三十一号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表保健福祉部の項中「県民健康管理課」を「県民健康調査課」に改め、同条第六項の表農業経済課の項を削る。

第十一条の表企画調整総室の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、「（復十一

興・総合計画課）を「（復興・総合計画課）」に改め、第八号から

第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）に係る施策の総合企画及び調整に関すること。

第十三条の表健康衛生総室の項中「県民健康管理課」を「県民健康調査課」に改め、同項第九号中「健康管理」を「健康調査」に改める。

第十五条の表農業支援総室の項中「（金融共済室）」を「（金融共済室）」に改め、

四十二 農業共済組合の指導及び検査に関すること。」を「四十二 農業共済組合の指導及び検査に関すること。」に改める。

第二十二條の表企画調整部に附属する避難地域復興局の項中「附属する」を「附置する」に、

「建築住宅担当 上司の命を受け、特に指示された局の事務」を「復興課長」に参画する。

「建築住宅担当 上司の命を受け、特に指示された局の事務」を「復興課長」に参画する。

住宅担当 上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。

住宅担当 上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。

住宅担当 上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。

第二十三條の二の次に次の一条を加える。

（復興住宅担当課長）

第二十三條の三 第二十二條から前条までに規定するもののほか、土木部建築総室に、復興住宅担当課長を置き、その職務は、上司の命を受け、復興公営住宅の整備及び関連する被災者の住宅対策に関する事務その他特に指示された事務を掌理することとする。

第二十五條中「第二十三條の二」を「第二十三條の三」に改める。

別表第一の六の表福島県相双農林事務所の項中

農林部	農地計画課
農林部	農業基盤整備課
農林部	農村環境整備課
農林部	林業課

を

農地計画課	農地計画課
農村整備第一課	農村整備第一課
農村整備第二課	農村整備第二課
農村整備第三課	農村整備第三課
林業課	林業課
森林土木課	森林土木課
用地課	用地課

に改め、別表第一の七の表福島県いわき建設事務所の項中

「復旧・復興部」	「復旧・復興部」
「復旧・復興課」	「復旧・復興課」
「を」	「を」
「復旧・復興部」	「復旧・復興部」
「道路・橋梁課」	「道路・橋梁課」
「河川・海岸課」	「河川・海岸課」

に改める。

別表第三の一の表福島県農業共済保険審査会の項中「農業経済課金融共済室」を「農業経済課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第三十二号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則(昭和二十八年福島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一会津若松市の部5の項中「門田町」を「門田町及び谷馬館町」に改め、同表いわき市の部51の項中「田人第一小学校」を「田人小学校」に改め、同部52の項中「田人第一小学校荷路夫分校」を「田人第一小学校荷路夫分校」に改め、同部53の項中「貝泊小学校」を「田貝泊小学校」に改め、同部54の項中「石住小学校」を「田石住小学校」に改め、同部55の項中「田人第二小学校南大平分校」を「田人第二小学校南大平分校」に改め、同部56の項中「田人第二小学校」を「田人第二小学校」に改め、同表南相馬市の部11の項中「真野小学校」を「田真野小学校」に改め、同表新地町の部1の項中「杉田」を「のうち3の区域に含まれる区域以外の区域並びに杉田」に改め、同部3の項中「及び大字真弓」を「、大字真弓並びに谷地小屋字駒込中151番1、151番2、152番、165番3、168番、169番及び170番2」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一会津若松市の部及び新地町の部の改正規定は、公布の日から施行する。

(人事課)

福島県規則第三十三号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「及び行政組織規則」を「行政組織規則」に改め、「空港利活用担当課長」の下に「及び行政組織規則第二十三条の三に規定する復興住宅担当課長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(文書法務課)

訓 令

福島県訓令第五号

福島県職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年三月二十五日
福島県知事 佐藤 雄 平
労働委員会事務局

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「空港利活用担当課長」を「空港利活用担当課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第六号

福島県職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本庁機関
出先機関
労働委員会事務局

平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表の行政職給料表格付表中

「	空港利活用担当課	を	「
	本庁部次長		

空港利活用担当課長	に改める。
復興住宅担当課長	

庁部次長

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第七号

本庁機関
出先機関

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県公文例規程（昭和三十五年福島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項の表備考二中「又は空港利活用担当課長名」を「空港利活用担当課長又は復興住宅担当課長名」に、「又は空港利活用担当課長と」を「空港利活用担当課長又は復興住宅担当課長と」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（文書法務課）

福島県教育委員会

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第五高校卒の項中「三十三年」を「三十二年」に改め、同表中学卒の項中「三十二年」を「三十五年」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（職員課）